

久留米市企業局地下水・土壌汚染検証委員会設置要綱

(目的)

第1条 久留米市御井町にある旧流量計室跡における地下水及び土壌汚染の対策及び健康問題に関する事項等の検証を行うため久留米市企業局地下水・土壌汚染検証委員会（以下「委員会」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議・検討し、企業管理者に必要な助言を行うものとする。

- (1) 土壌汚染の除去等の措置に関する事項
- (2) 地下水に関する事項
- (3) 土壌汚染に起因する健康問題等に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから企業管理者が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市職員（ただし、上下水道部外）
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(会議方法の特例)

第6条の2 委員長は適切かつ効果的な委員会の運営の観点から必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開催することができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。

(委員会、資料の公開)

第7条 会議及び資料は公開とする。ただし、その会議及び資料における内容が、久留米市情報公開条例第7条第1号から第10号に規定する非公表情報に該当する事項に関するものであるときは非公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、上下水道部において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。